

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3022号)

令和5年10月5日

横情審答申第3022号

令和5年10月5日

横浜市水道事業管理者 山岡秀一様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年6月9日水事青第275号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市特定区特定町特定地番の水道の開栓・停水の年月日がわかる文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市水道事業管理者が、「横浜市特定区特定町特定地番の水道の開栓・停水の年月日がわかる文書」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、非開示等の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和3年5月7日付で行った「横浜市特定区特定町特定地番の水道の開栓・停水の年月日がわかる文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの、二つの要件を備えていることが必要であると解される。
- (2) 上記①の要件につき、本件審査請求文書に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）は、横浜市特定区特定町特定地番（以下「特定地番」という。）を限定し、特定地番における水道について停水があったことを前提に、特定地番に存置する給水装置の使用の開始及び中止に関する年月日についてなされたものである。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば、特定地番に存置する給水装置の使用

の開始及び中止があったという事実が明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば、特定地番に存置する給水装置の使用の開始及び中止がなかったことが明らかとなる。その結果、特定地番に存置する給水装置に関する一定の事実の有無が公となることから、上記①の要件に該当する。

(3) 次に、①で公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて説明する。

ア 特定地番には1つの建物が存在し、存置する給水装置は1つである。当該建物は外観上戸建住宅であり、個人が居住に用いることが推測される。そのため、特定地番に存置する給水装置の使用の開始及び中止に関する情報を開示することで、当該建物に居住する個人の水道使用状況が明らかになり、個人の生活状況に関する情報を明らかにすることになる。

したがって、本件開示請求に係る情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、旧条例第7条第2項第2号本文に該当する。

イ 審査請求人は、審査請求書の審査請求の理由において、「実施機関が非開示とした文書の内容は、非開示とすべき理由はなく裁判で既に明らかになっている」と主張していることから、同号ただし書アに該当しないことについて説明する。

確かに、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定している。

しかし、裁判所における訴訟記録の閲覧については、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されているし、同法第92条は秘密保護のための閲覧等の制限についても規定していることから、裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会の先例答申第1225号等でも、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであり、旧条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手續において直ちに一般に公にされるべきものとは認められないと判断している。

これらのことから、民事訴訟法に基づく閲覧制度が設けられていること等をもって、同号ただし書アに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」であるとはいえないし、また、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 上記のとおり、①で公になる事実には、非開示事由に該当する事実が含まれていることから、本件開示請求に係る情報は上記②の要件に該当する。

(4) 以上のことから、本件開示請求は、旧条例第9条に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が非開示とした文書の内容は非開示とすべき理由はなく（裁判で既に明らかになっている。）、実施機関は条例の適用を誤っている。
- (2) 「戸建住宅」の所有者がAであることは、請求人に限らず何人も知り得る情報であり、既に公然の情報である。開示される情報「により」識別されるものではない。
- (3) 横浜市建築局は、特定地番に存するA所有の建物に対して「建物の適切な維持管理について（通知）」を発し、同通知の全文を開示した。同局は、特定地番に存する建物が、A所有の建物であると認定している。
- (4) 特定区役所は、特定地番に存するA所有の建物に対して「空家等の適切な維持管理について（通知）」を発し、同通知の全文を開示した。特定区役所は、特定地番のA所有の建物を「空家」と認定し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、Aを指導した。現在、特定地番の建物にAは住んでおらず、空家である。
- (5) Aの水道管は、特定地番の隣接地に引かれている審査請求人所有の水道管から分岐されている。Aの水道管は、審査請求人所有土地の下を通過して埋設されている。審査請求人は、自身の所有土地を通過している水道管に関する情報を知る権利がある。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基

づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 水道事業における給水及び給水停止に係る事務について

ア 横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）では、横浜市の水道の管理に関する事項等が定められている。

イ 給水を受けようとする者は、実施機関に申し込まなければならない、使用者等は、給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、速やかに実施機関に届け出をする義務がある。

ウ 水道条例第39条は、給水停止処分について規定しており、同条各号のいずれかに該当する場合は、その理由が継続する間、水道の給水を停止する。

(3) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの、二つの要件を備えていることが必要であると解される。

このように存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるので、上記二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 存否応答拒否の要件①該当性

開示請求書の「横浜市特定区特定町特定地番の水道の開栓・停水の年月日がわかる文書」との記載からすれば、審査請求人は、特定地番の水道の開栓・停

水という特定の場所、特定の事項に限定した開示請求を行っているとは解される。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在を理由とした非開示決定を行った場合、特定地番における水道の開栓・停水の事実の有無が公になる。

ウ 存否応答拒否の要件②該当性

旧条例第7条第2項第2号本文では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）については、特定個人を識別することができるもの等を開示しないことができると規定している。

実施機関は、特定地番における水道の開栓・停水の事実の有無に係る情報（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、同号の非開示事由に該当すると主張する。

しかし、この点について実施機関に確認したところ、特定地番における給水装置の使用については、従前から業務用として扱われており、これに対し使用者からなんらかの異議が述べられた事実も認められないとのことであった。そういった経緯を踏まえれば、本件情報が同号に該当するとの実施機関の主張は、合理性に欠けると言わざるを得ない。

一方、旧条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

しかし、本件情報により、水道の使用状況等を推認させる可能性はあるとしても、これを公にすることにより当該給水装置の使用の正当な利益を害するおそれがあるとはまではいえない。そのため、本件情報は同号アの非開示事由に該当しないし、同号イの非開示事由にも該当しない。

したがって、上記(3)イの、①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること、との要件に該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、存否応答拒否の要件を備えていないので、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、非開示等の決定をすべきである。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年6月9日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年6月25日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和3年7月15日 (第271回第三部会) 令和3年7月27日 (第351回第一部会) 令和3年7月28日 (第402回第二部会)	・諮問の報告
令和5年7月6日 (第21回第四部会)	・審議
令和5年8月3日 (第22回第四部会)	・審議
令和5年9月7日 (第23回第四部会)	・審議